

就学援助制度について

岩倉市では、経済的理由で小中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費・給食費・修学旅行費等を援助する制度を設けています。

■対象者

次の1～3すべての要件に該当する人

1. 申請時に岩倉市に居住している人
2. 岩倉市立の小・中学校に在学中のお子様がいる人
3. 裏面の表「支給対象者の要件」のいずれかの項目に該当する人

■受付期間

随時

■申請場所

岩倉市役所 6階 学校教育課（郵送可）
午前8時30分～午後5時（土日、祝日除く）

■申請に必要なもの

- ①就学援助費受給申請書（援助を希望するお子さん1人につき1枚ずつ）
岩倉市役所学校教育課で受け取ることができます。また、市のホームページからも印刷することができます。
- ②要件項目（該当事項）が確認できる書類（※裏面の表参照）
- ③印鑑
- ④振込先口座がわかるものの写し（預金通帳等）

■支給時期等

支給時期：支給対象月の翌月末

支給方法：申請書に記載の口座に直接振込みます。

■注意事項

- ・就学援助は、学校の集金を免除するものではありません。月々の学校納入金は必ず支払ってください。集金内容の確認などは、お子さんが通学する学校にお問い合わせください。
- ・就学援助は毎年度申請が必要です。

■郵送先及び問合先

申請書を郵送する場合は、申請書と必要書類を封筒に入れて下記の住所へ送ってください。

〒482-8686

岩倉市栄町一丁目66番地

岩倉市役所 学校教育課 行

【問合先】 学校教育課 TEL 0587-38-5818

支給対象者の要件

項目（該当事項）	必要書類等
① 生活保護を受けている人	なし
② 生活保護が停止または廃止された人	なし
③ 市民税が非課税または減免された人（※1）	令和5年（2023年）中の所得が確認できる書類 ・源泉徴収票 ・確定申告書の写し
④ 固定資産税が減免された人	減免通知書
⑤ 国民年金の保険料が全額免除または国民健康保険税の減免された人（※2）	免除申請承認通知書の写し 減免通知書の写し
⑥ 児童扶養手当が支給された人	児童扶養手当証書の写し
⑦ 生活福祉資金による貸付を受けた人	貸付決定通知書の写し
⑧ ①～⑦に該当されない人で特別な事情で経済的に困りの人（※3）	令和5年（2023年）中の所得が確認できる書類 ・源泉徴収票 ・確定申告書の写し

※1 令和6年度が課税世帯となった場合、別の申請理由に該当しないときは、6月以降就学援助が停止されます。

※2 国民健康保険税の減免により申請する方は、令和6年度の国民健康保険税が減免されてから申請してください。

※3 家族構成や年齢により認定基準が異なりますので、詳しくはお問合せください。

認定基準の目安

世帯人数	家族構成例	総所得
2人	母（30代）、子（小学生）	185万円程度
3人	父（30代）、母（30代）、子（小学生）	240万円程度
4人	父（30代）、母（30代）、子（小学生）、子（幼児）	280万円程度